

令和5年度伊豆の国市立葦山中学校

学校教育目標 自ら学び 共に歩み 豊かに表現する生徒

重点目標 学びをつなぐ 仲間をつなぐ 行為をつなぐ

葦中だより

1月 巻

令和6年1月26日発行

令和5年をアンラーンし、令和6年へ

あけましておめでとうございます。昨年は、過去3年間のコロナ禍で学んだことを生かし、いわゆる持続可能な教育活動を探りながら、教育計画に沿った取組を進めることができました。PTAをはじめ保護者や地域の皆様のご支援の賜物です。改めて感謝申し上げます。

さて、近頃、表題の「アンラーン」という言葉を目にすることが増えました。英語で表記すると“unlearn”。“un-”は「～でない」、「learn」は「学ぶ」を表すので、長じて「学ばない」「忘れる」という意味かと思いきやそうではありません。“unlearn”は学びの否定ではなく「学び直す」ことを意味し、これまでに身につけた知識や技能を振り返り、これからの成長のために整理し直すプロセスを指します。換言すれば、自分の固定観念や既存概念を見つめ直し、場合によっては手放し、新たな学びを受け入れるステップです。変化の速い現代においてはとりわけ重要な能力と言われてています。

令和5年度から、伊豆の国市立中学校では「8:00登校～16:30下校」の教育課程をスタートさせました。長きにわたり一日のほとんどを学校に拘束されていた従来の生活からの解放であり、自由に使える時間の確保は生徒のウェルビーイングのための必要条件の一つです。スポーツや習い事、趣味等のプライベートな活動に使える時間が増えたことの意義は、決して小さくないと思います。一方で、帰宅後のゆとりを有効に使えていない生徒が全校の1割弱程度いるのは気がかりです。中学生期の貴重な時間をどう自分に役立てるか、主体的に見出せるよう支援が必要です。また、学校行事等では、目的に応じた質を担保しつつもスリム化を図り、授業や他の教育活動とのバランスを重視し、枠組みそのものにも改善を加えています。過去の在り方と比較すれば、規模が縮小されたとか、時間が削減されたという印象をぬぐえませんが、やる目的とともに「生徒が学びを実感できるものかどうか」という指標を大切にしています。その意味で夏の暑い時期や感染症流行期における集会等は、安全確保と集中力維持の観点から、参集形態を避けオンラインでのリモート実施が常態化しました。さらに、授業におけるICT活用は年々広がり、個別学習においてタブレット活用をどう広げるかが当面の課題となっています。これらは本校の取組の一部ですが、これまでの実践や経験の蓄積から学ぶことも大切ですが、「今の生徒にとってどうか」という要素もないがしろにできません。そのような視座から「学校」を「アンラーン」し、次の手立てを考えていくことが今の学校の使命だと考えます。

2学期末、保護者の皆様には学校評価アンケートに回答いただき、ありがとうございました。多様な意見とともに、生徒のためにアンラーンしなければならぬご指摘をいただきました。今年の干支である甲辰（きのえたつ）は、殻を打ち破って上昇し、力強く成長する、と言われます。昨年のアンラーンと改善に努め、新年を是非とも飛躍の年にしたいと考えます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

<文責：校長>



～仲間と共に学ぶ～（1年総合的な学習）

～ 学校生活から～



【百人一首大会】

3年生は、12月に学年で百人一首大会を行いました。（1年生も1月に行く予定です。）たくさん覚えていて上の句の途中でどんでん取っていく人、1枚に賭けて、じっと見つめて待ち構えている人、目の前の札を取られて悔しがる人、いろいろな姿が見られました。今年の大河ドラマは平安時代が舞台、百人一首でもなじみのある人物が登場するので、より一層関心が行く方もかもしれません。

【新年の抱負】

3学期の始業式に、新年の抱負を発表しました。1・2年生は勉強や部活動にける思い、3年生は目前に迫った受験に向けて気を引き締める言葉が多く見られました。自分で目標を掲げ、その達成に向けて一つ一つ努力を積み上げ、仲間と一緒に高め合ってほしいと思います。



【面接練習】

3年生は、1月16、17日に面接練習を行いました。面接官として、本校教員全員に加えて葦山地区在住の退職された元校長先生方にもご協力いただきました。服装や姿勢、入退室の仕方、質問への答え方などを学びました。緊張しつつ、自分の志願理由や将来の夢などをしっかりと答える姿が多く見られました。



<学校からのお願い>

窓口…校長または教頭（電話 055-949-1061）

① 「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」について

「セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）」とは、相手を不快にさせる性的な発言や行為のことを指します。下記のような状況が見られた場合は、校長または教頭にご連絡をお願いいたします。

- 例・みんなの前で、個人的な容姿や体のことを言われて、いやな気持ちになった。
- ・「女のくせに」とか、「男のくせに」など、性別で決めつけられて、いやな気持ちになった。
- ・道を歩いていたり、友達と集まったりしているときに体をじろじろ見られて、いやな気持ちになった。
- ・体や頭をなでられて、いやな気持ちになった。
- ・携帯電話などを使い、いやらしい画像が、メールやラインで送られてきた。
- ・携帯電話などで、「二人きりで会ってみよう」などと誘われた。



② 体罰調査について

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為です。子供たちへの指導において、学校はいかなる場合であっても体罰は許されません。年度末にあたり、本校職員（部活動の外部指導者を含む）による体罰について調査します。今年度（令和5年4月以降）、行き過ぎたと思われる行為がありましたら、電話または文書でご連絡ください。窓口は、校長または教頭です。 よろしくお願ひします。